

# 就

## 平成29年度就学援助申請のご案内

就学援助制度とは、市内に住所を有し小学校または中学校に就学する児童生徒に必要な学用品費、給食費等を、経済的な理由で負担することが困難な保護者に就学費用を援助する制度です。(国立・県立・私立小中学校も対象です。また、宗像市は特別支援教育就学奨励費も同制度に含めて実施しています。)

世帯の所得状況を審査して決定しますので、希望しても受けられない場合があります。

**対象者および援助内容** (援助金額は別紙のとおり)

生活保護世帯に準ずる程度に困窮していると認められる世帯。

生活保護世帯 修学旅行費のみ支給します。(対象者には別途案内予定。)

**申請期間等**

**集中申請受付期間** 平成29年6月9日(金)～6月20日(火)

通常申請受付期間 平成29年6月21日(水)～平成30年2月28日(水)

ともに土日祝及び年末年始を除きます。

受付時間は8:30～17:00 (6月15日(木)のみ19:00まで受付)

申請場所(提出先)は、の期間は市役所3階の301会議室、の期間は市役所3階の教育政策課窓口です。(郵送不可、申請書類持参のみ受付)

**【重要】**の期間に申請され認定基準に該当された方のみ、平成29年4月1日に遡って適用となります。4月分からの支給を希望される方は、必ずの期間内に申請してください。の期間に申請された場合は、申請日の翌月分から適用となります。

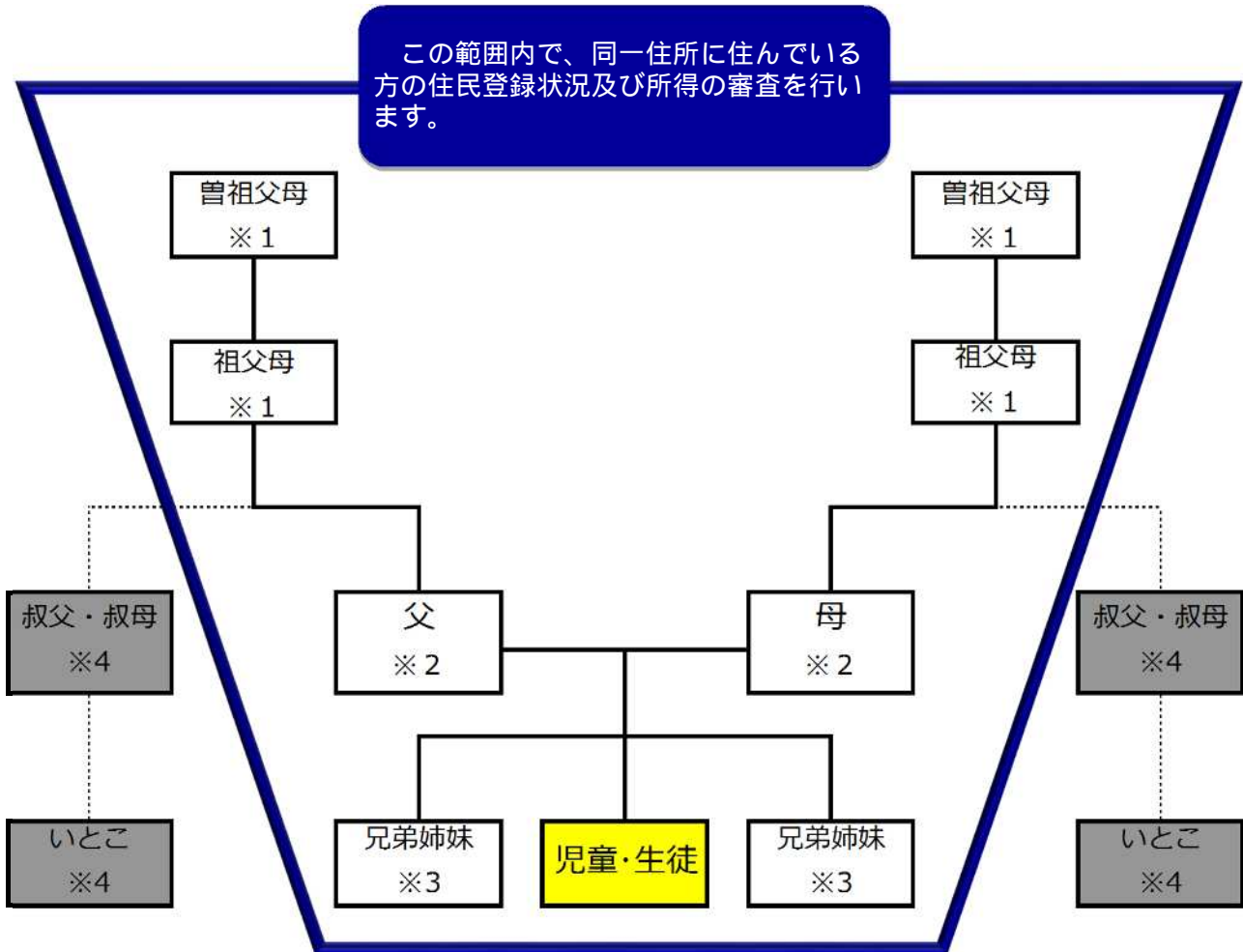
**申請に必要なもの** 教育委員会で写しは取れません。下記書類は各自でご用意ください。

就学援助申請書	教育政策課窓口、市ホームページ、市内小中学校で入手可 世帯分離している場合も、同一住所に住んでいる方全員の記載が必要です。(光熱水費の領収書等により生計が別であることを証明できる場合は、別世帯分は不要)
印鑑	認印可
通帳(申請者名義)	振込先に指定する口座の通帳。申請者と同じ名義のものに限ります。前年度と同じ口座を指定する場合も必ず提出が必要です。
ひとり親家庭等医療証等	<b>【該当者のみ】</b> (ひとり親家庭であることが証明できるものでも可)
住居の賃貸借契約書	<b>【該当者のみ】</b> 賃貸住宅に住んでいる場合に必要です。
住民票謄本 ↑ 【注意】市内に住所を有する場合は提出不要 ↓	<b>【該当者のみ】</b> 申請時に市外に住所を有する方のみ 家族の一部の方が該当する場合(単身赴任や別居する大学生等)も、その方の分のみ必要です。 氏名、生年月日、世帯主との続柄が記載され、平成29年4月1日以降に発行されたもの。
平成29年度所得証明書 (源泉徴収票は不可)	<b>【該当者のみ】</b> 平成29年1月1日時点で市外に住所を有し、かつ平成28年中に所得があった方のみ 家族の一部の方が該当する場合(単身赴任や別居する大学生等)も、その方の分のみ必要です。

申請後の審査結果は後日文書でお知らせします。

- お問い合わせ先 -  
宗像市教育委員会 教育政策課 学務係  
TEL0940-36-5099

## 所得審査の対象範囲



- 1...同一住所で世帯分離している場合、光熱水費の領収書などの添付により生計が別であることを証明できる場合は、当該別世帯は審査の対象外となります。  
添付がない場合は同一生計と見なし、審査の対象となります。
- 2...父または母が単身赴任をしている場合も、審査の対象に含めます。  
市内に住所を有していない場合は、その父または母の住民票及び所得証明書が必要です。
- 3...別居している場合でも、学生であれば、審査の対象に含めます。  
市内に住所を有していない場合は住民票（及びアルバイト等収入があれば所得証明書）が必要です。
- 4...叔父、叔母、いとこなど枠外にあたる方が同居している場合であっても扶養義務者ではないので審査の対象には含めません。